会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第１２８３号
令和５年１０月６日

郡市・大学医師会長　　殿

埼玉県医師会長　金井 忠男
（公印省略）

難病医療費助成制度の変更について

このことについて、埼玉県保健医療部長より別添のとおり通知がありました。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、貴会管下会員医療機関へご周知くださいますようお願い申し上げます。

担　当：業務課業務Ⅰ担当　石川
ＴＥＬ：048-824-2611
ＦＡＸ：048-822-8515

草加八潮医師会 収受 5.10.-6 第674号

疾第１５８２号
令和５年１０月２日

一般社団法人埼玉県医師会
会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　表　久仁和（公印省略）

難病医療費助成制度の変更について（通知）

日ごろ、本県の難病対策に多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第104号）については、昨年12月9日に国会で可決・成立し、同年12月16日に公布されたところであり、これにより改正された「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号）に基づく特定医療費の支給開始日の見直しについては、令和5年10月1日に施行されました。これにあわせて、指定難病の診断書（以下「臨個票」という。）の様式についても、改正されました。

つきましては、貴会に加入している各病院・診療所に対し別添を周知していただきますようお願い申し上げます。

記

１　改正後の臨床調査個人票について

臨床調査個人票に「診断年月日」の欄が新設されました。

詳しくは、「【別添資料①】厚生労働省：診断年月日周知チラシ」をご覧ください。

２　制度変更の内容について

医療費助成の開始日は、従来「申請日」としていましたが、令和5年10月1日からは、指定医が重症度分類を満たしていることを診断した日（診断日）まで遡って医療費助成を開始できるようになります。

詳しくは、「【別添資料②】厚生労働省：医療費助成開始時期チラシ」をご覧ください。

３　医療機関への送付書類

【別添資料①】厚生労働省：診断年月日周知チラシ

【別添資料②】厚生労働省：医療費助成開始時期チラシ

埼玉県保健医療部疾病対策課
指定難病対策担当　木村
電話０４８－８３０－３５６２
メール a3570-09@pref.saitama.lg.jp

難病指定医及び協力難病指定医の皆さまへ

2023（令和5）年10月1日から難病医療費助成制度が変わり、

指定難病の臨床調査個人票に「診断年月日」欄が追加されます

特定医療費の支給開始日を確認するため、臨床調査個人票の「診断年月日」欄には

「当該臨床調査個人票に記載された内容を診断した日」

を記載いただきますようお願いいたします。

＜臨床調査個人票イメージ＞

□：改正箇所

記載年月日	西暦 □□□□ 年 □□ 月 □□ 日
診断年月日	西暦 □□□□ 年 □□ 月 □□ 日

・病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えありません。（ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限ります。）
・治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、直近6か月間で最も悪い状態を記載してください。
・診断基準、重症度分類については、
「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」（平成26年11月12日健発1112第1号健康局長通知）を参照の上、ご記入ください。
・診断年月日欄には、本臨床調査個人票に記載された内容を診断した日を記載してください。
・審査のため、検査結果等について別途提出をお願いすることがあります。

※「診断年月日」欄のない臨床調査個人票を難病患者が持参した場合は、特記事項欄又は欄外に診断年月日を記載してください。

＜診断年月日の具体的な考え方＞

■診察や検査結果等から、当該指定難病の診断基準を満たし、且つ、当該指定難病が原因で重症度分類を満たしていると総合的に診断した日

※令和５年10月１日以降の申請から適用となります。
※「診断年月日」が「記載年月日」と同日の場合や、軽症高額での申請の場合は、「診断年月日」欄の記載は不要です。

新しい臨個票は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html)

「令和５年10月１日以降は、難病情報センターにも掲載されます」
難病情報センター　検索
https://www.nanbyou.or.jp/

特定医療費の支給開始日の見直しの概要については、（別添）の周知チラシをご確認ください。

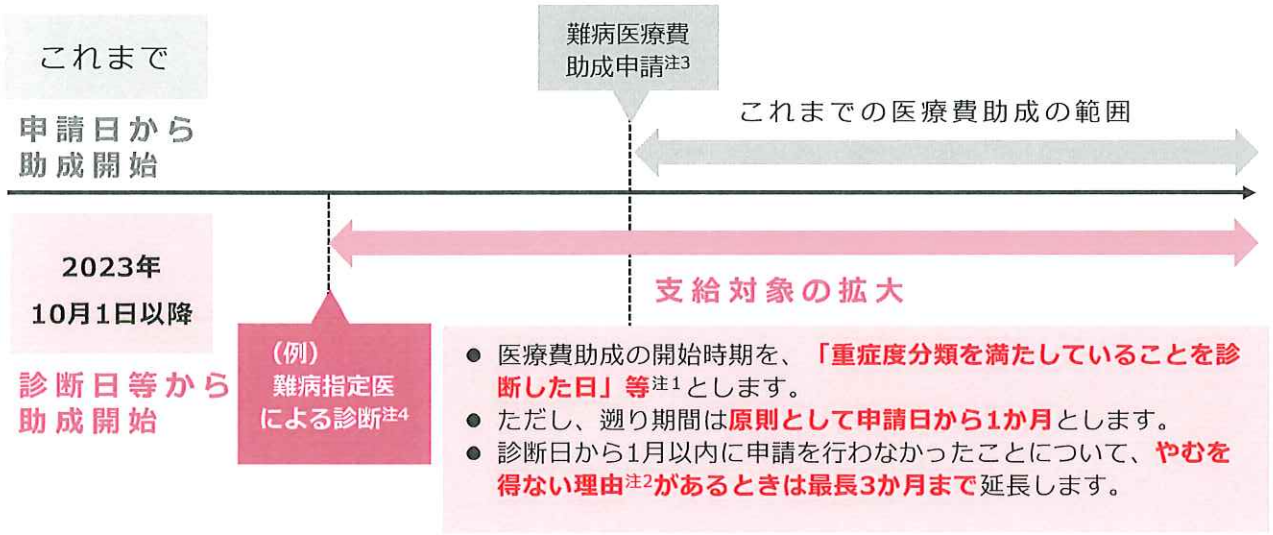
ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
健康・生活衛生局難病対策課

指定難病と診断された皆さまへ

2023（令和5）年10月1日から難病医療費助成制度が変わり、
助成開始時期を前倒しできます

助成の開始時期が、申請日から、
「重症度分類を満たしていることを診断した日等」へ前倒し可能になります

医療費助成の見直しのイメージ



注１　重症度分類を満たさない場合であっても、以下の要件を満たした方は医療費助成の対象となります（軽症高額対象者）。軽症高額対象者は、医療費助成の開始時期を、**「その基準を満たした日の翌日」**とします。

助成要件	申請月以前の12か月以内に、その治療に要した医療費総額が33,330円を超える月が3月以上あること

注２　診断書（臨床調査個人票）の受領に時間を要した、診断後すぐに入院することになった、大規模災害に被災した　など

注３　**2023（令和5）年10月1日以降の申請**から適用します。ただし、**2023年10月1日より前の医療費について、助成の対象とすることはできません。**

注４　特定医療費の支給開始日を確認するため、**臨個票に新たに「診断年月日」の欄を設け、指定医において、臨個票に記載された内容を診断した日を記載します。**

指定難病に関する情報は、「難病情報センター」ウェブサイトをご覧ください。

都道府県・指定都市ごとの相談窓口や難病指定医・難病指定医療機関、
指定難病の疾病概要や診断基準などが掲載されています。

難病情報センター　検索

https://www.nanbyou.or.jp/

医療費助成の申請方法について、詳しくはお住まいの都道府県・指定都市の窓口にお問い合わせください。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
健康・生活衛生局難病対策課